

## 豊中市保育施設等利用子育て世帯への副食費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市保育施設等利用子育て世帯への副食費等補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症まん延下における収入の減少など、長期間にわたり困難な生活を余儀なくされている保育施設等利用子育て世帯に対し、補助金を支給することにより、当該世帯の経済的及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 本件要綱により支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 令和3年4月1日（以下「基準日」という。）以降で豊中市（以下「市」という。）に住民登録がある就学前の3歳児クラスから5歳児クラス（1号認定及び新1号認定の満3歳児クラスを含む）の児童の保護者（他市の保育施設等を含む）

(2) 令和3年度において保育施設等を利用して、その施設で児童が副食等を喫食した費用を支払った保護者

(3) 保育料第4階層以下（市民税所得割額97,000円未満）の世帯（副食費免除世帯を除く）

2 前項にかかわらず、前項第3号に該当し、基準日以降で市に住民登録がある就学前児童で市（他市も含む）に届出している認可外保育施設を利用し、その施設で児童が給食や副食を喫食した費用を支払った保護者とする。

3 第1項第1号及び第2号の要件を満たした保護者及び前項の保護者で令和3年4月以降に家計収入が第1項第3号の基準以下まで減少した世帯（副食費免除世帯を除く）

(補助金の支給)

第4条 市長は、支給対象者に対し、予算の範囲内で補助金を支給するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条第1項第2号及び第2項の費用の額で、対象児童1人当たり月額4,500円を上限とする。

(支給等に関する周知)

第6条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、支給の方式等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、豊中市保育施設等利用子育て世帯への副食費等補助金交付申請書及び請求書兼振込依頼書（以下「申請書」という。）

（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付の申請時期は第1期4月から6月、第2期7月から9月、第3期10月から12月、第4期1月から3月の各期終了の翌月からとする。ただし、申請については、令和4年4月15日を期限とする。

3 前項の申請書には、該当する次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 保育施設等が発行した給食や副食等の費用の領収書
- (2) 利用した保育施設等において児童が喫食した給食や副食等の費用を受領した保育施設等が作成した証明書
- (3) 第3条第3項の場合、申請する該当月の給与明細書等収入が確認できる書類
- (4) その他、市長が必要と認めるもの  
(支給決定及び支給の方式)

第8条 市長は、申請書受理後、提出のあった申請書及び必要書類について審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付の決定に当たっては、令和3年度市民税額により決定する。

3 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

5 支給は市保育料引落口座または、届出を受けた指定口座に振り込むものとする。

6 申請者のうち市が副食費を徴収している場合、第1期で支給決定を行った者には、第2期以降については、市が副食費減免の決定を行い、副食費等減免決定通知書（様式第4号）により補助金支給に替えることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合においては、決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合は補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の支給を受けた者があるときは、第8条の支給の決定を取り消し、その者に対し、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(譲渡等の禁止)

第11条 補助金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(支給対象者に関する情報の利用等)

第12条 市長は、補助金の支給に関する事務を適正かつ効率的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、市の保有する支給対象者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から実施し、同年4月1日から適用する。